基本構想

第１章 あま市の将来像

１ 将来像

将来像は 10 年後のあま市の目指すべき都市像であり、その実現に向かって、市民をはじめ、あま市に関わるすべての人と行政が目標を共有してまちづくりを進めるために定めるものです。

あま市の将来像「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」は、あま市に関わるすべての人が、それぞれの多様性を認め合い（共想）、多様な主体が一緒になってまちづくり（共創）を進めていくことにより、すべての人にとって“あま市”がずっと大好きなまちでいられるよう願いを込めました。

共想と共創のまちづくりを進めていくことで、現在から次代にわたって無限大の可能性に満ちたまち“あま”をともに目指します。

あま市の将来像

ともに想い　ともに創る

ずっと大好きなまち“あま”

２ 基本理念

基本理念は、将来像の実現に向け、まちづくりを進めていくうえで、各施策の分野に共通する基本的な姿勢や視点となるものです。

（１）地域の力を結集する共創のまちづくり　【共　　創】

（２）持続可能な魅力・活力あるまちづくり　【持続可能】

（３）次代につなぐまちづくり　【次 代 へ】

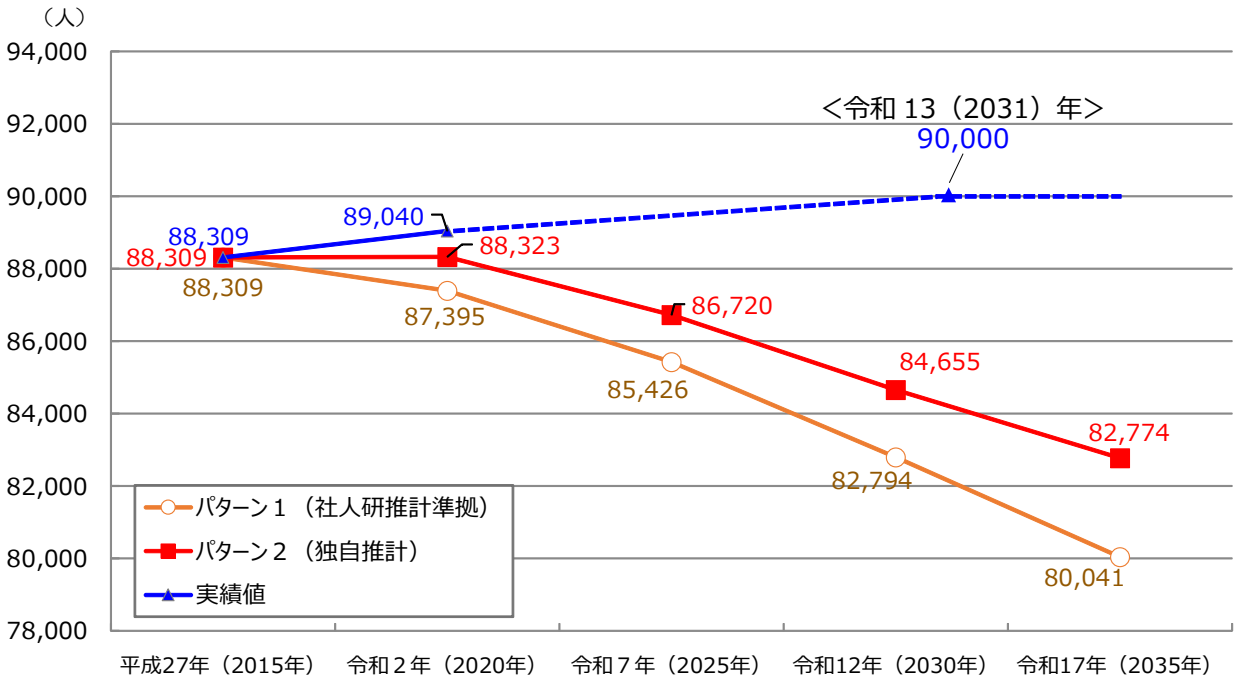
3 目標人口と土地利用計画

（1）人口等推計

あま市人口ビジョンにおける人口の見通しとしては、各種施策を推進し、定住環境の充実を図ることにより、令和 17（2035）年における人口を 82,774 人と見込みますが、令和２（2020）年 10 月現在で 89,040 人と推計を大きく上回っています。

社会増減の影響面では、本市は、今後、土地区画整理事業や地区計画制度※の活用、リニア中央新幹線の開業、外国人人口の増加など人口流入を大きく増加させる要因があるとともに、我が国における社会的・経済的な重要性が増している名古屋圏に集約される都市機能を担っていく都市として飛躍することが望まれます。

従って、企業誘致や市街化区域の拡大を念頭に置いた暮らしやすい住宅地の整備などにより、令和 13（2031）年に 90,000 人を目指します。



資料：パターン１・パターン２は、あま市人口ビジョン（パターン１は、社人研が平成 22（2010）年を基準年に実施した推計に基づき、国が長期展望を踏まえ推計した値）
実績値は、市民課（各年 10 月１日現在）

（2）人口フレーム

目標年次　令和 13（2031）年における、あま市の人口フレームは、
90,000 人と設定します。

（３）土地利用計画

土地は限りあるあま市の資源であり、現在と将来の市民の生活や文化、自然、産業を支える根幹的な要素です。将来の土地利用に向けては、長期的かつ総合的な展望に立ち、貴重な土地の保全を図るとともに、時代に対応した土地の有効活用を図るため、計画的な土地利用の方向性を定めることが重要です。

今後 10 年間の新しいあま市のまちづくりにおいては、これまで各地域で培われてきた歴史、文化、自然、産業などの多様な地域資源を大切に育み、生かしながら、各地域の交流・連携により、それぞれの地域の特色ある個性を生かし、地域の社会的・経済的条件、歴史的・文化的条件などに配慮することで、一体感のある土地利用を目指します。

●土地利用方針

あま市の将来像の実現に向け、土地利用区分として、「住宅地」、「駅前商業地」、「住商共存地」、「沿道複合利用地」、「工業地」、「住居系土地利用誘導候補地」、「既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン」、「沿道サービスゾーン」、「自然環境・レクリエーション地」、「農地・集落地」、「農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）」を設定し、土地利用を図ります。

また、市全体からみた種々の優位性を踏まえ、人口や産業の動向を十分踏まえたうえで、土地利用施策（市街化区域拡大の検討を含む）を重点化するエリアとして、「街なか居住拠点」や「防災・交流拠点」を設定し、土地利用を図ります。

①住宅地

戸建てによる低層、低中層の住宅地としての利用を基本としながら、身近な商業施設や教育施設、医療施設、福祉施設等の生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を図ります。

②駅前商業地

生活利便施設が集積する商業地としての利用を基本としながら、集合住宅等の立地や各種都市機能の複合化にも対応するなど、駅前の利便性を生かした有効な土地利用を図ります。

③住商共存地

地域の中心地を相互に結ぶ幹線道路沿道という利便性を生かし、集合住宅を含む多様な住宅と、周辺居住者の日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図ります。

④沿道複合利用地

広域的な幹線道路の沿道という利便性を生かし、車利用に対応したロードサイド型の商業施設や、流通業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。

⑤工業地

広域交通の利便性が高い幹線道路沿道においては、周辺住宅地等との調和に留意しつつ、企業誘致の推進による働く場の創出を図るため、工場や流通業務施設の受け皿となる産業用地としての土地利用を図ります。

⑥住居系土地利用誘導候補地

公共交通機関を利用しやすく、様々な生活利便施設も集積する利便性を生かし、中高層を含む集合住宅の立地や、生活利便施設の一層の集積を誘導するなど、より多くの人が高度で多様な都市サービスを享受でき、また、歩いて暮らせるまちづくりにも寄与する土地利用を図ります。

⑦既存工業地・産業誘導候補地・産業誘導ゾーン

既存工業地については、周辺環境と調和した土地利用を図ります。広域的な幹線道路に容易にアクセス※できるという利便性を生かし、工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図ります。広域的な幹線道路沿いにおいては、市街化調整区域※としての性格や円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。

⑧沿道サービスゾーン

市街化調整区域としての性格や円滑な交通流動に及ぼす影響等を十分考慮しながら、車利用に対応したロードサイド型の商業施設等の立地を許容する土地利用を図ります。

⑨自然環境・レクリエーション地

都市の貴重な緑地空間として保全を図るとともに、市民の憩いや、環境教育、健康増進等に寄与する場として有効活用を図ります。

⑩農地・集落地

農業生産や治水、景観等を支える農地の保全を図ります。また、集落地については、周辺農地との調和にも留意しながら、低層を基本とした良好な住環境を保全する土地利用を図ります。

⑪農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）

駅周辺では、市街化調整区域としての性格を十分考慮しながら、地域の実情に応じ、既存コミュニティ※の維持や安全・安心で活力ある暮らしの形成に必要な場合において、適切な土地利用を目指します。

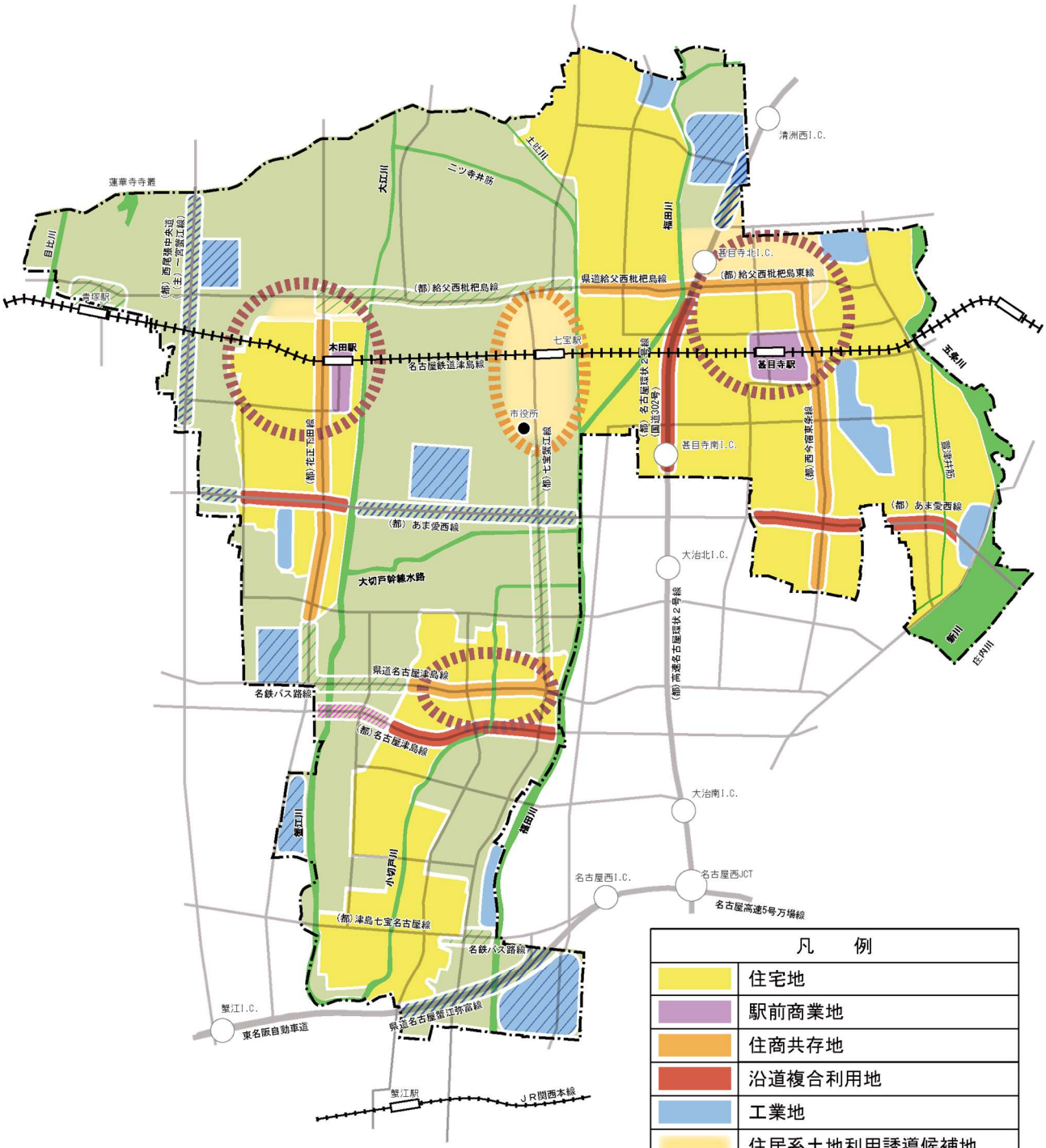
⑫街なか居住拠点

多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、都市機能の集積を図り、居心地がよく歩きたくなる都市づくりを牽引する場とした土地利用を図ります。

⑬防災・交流拠点

行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全安心と地域活力の創造を支えるとともに、居住環境の向上による住みやすい地域づくりを進める場とした土地利用を図ります。

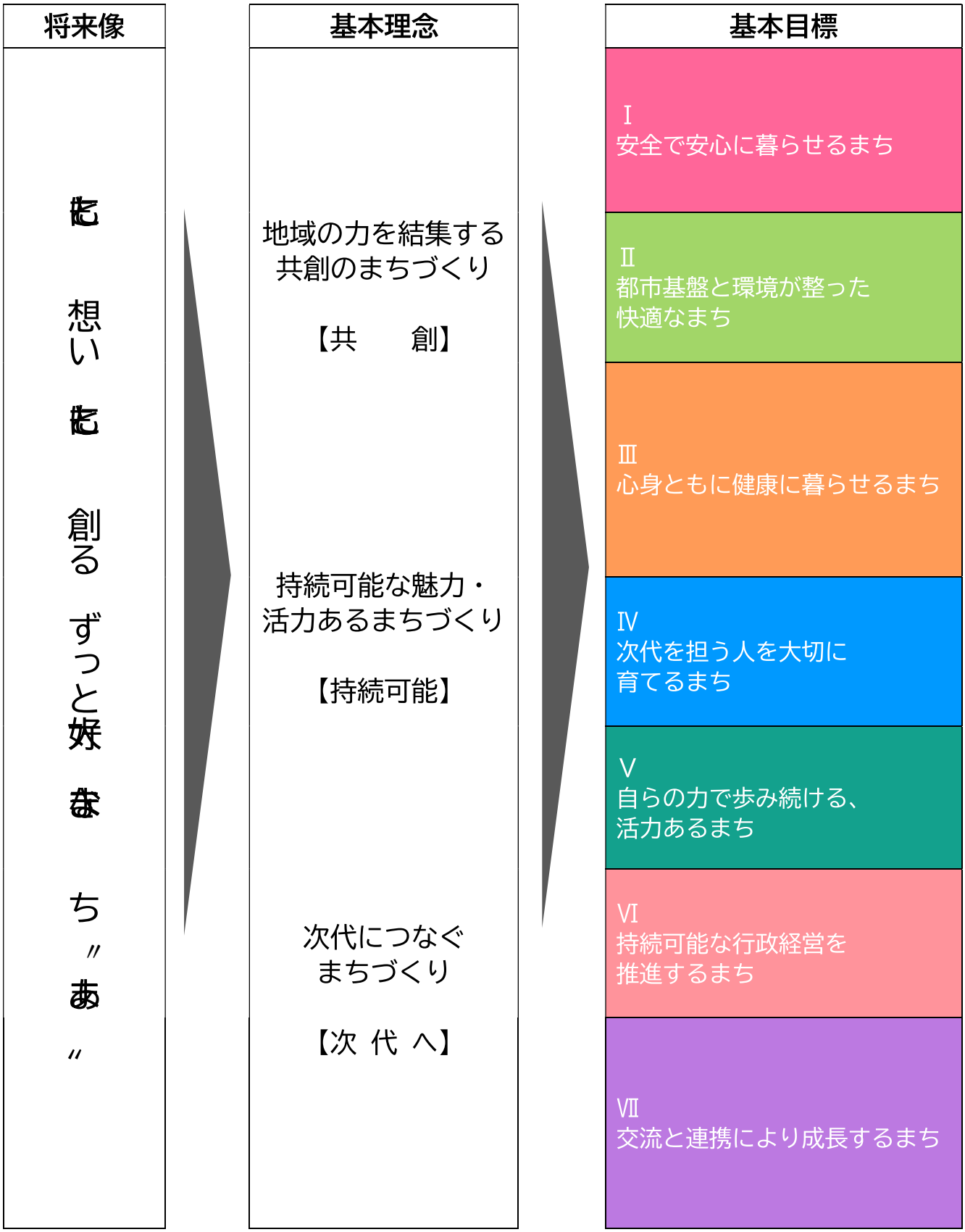
■土地利用方針図

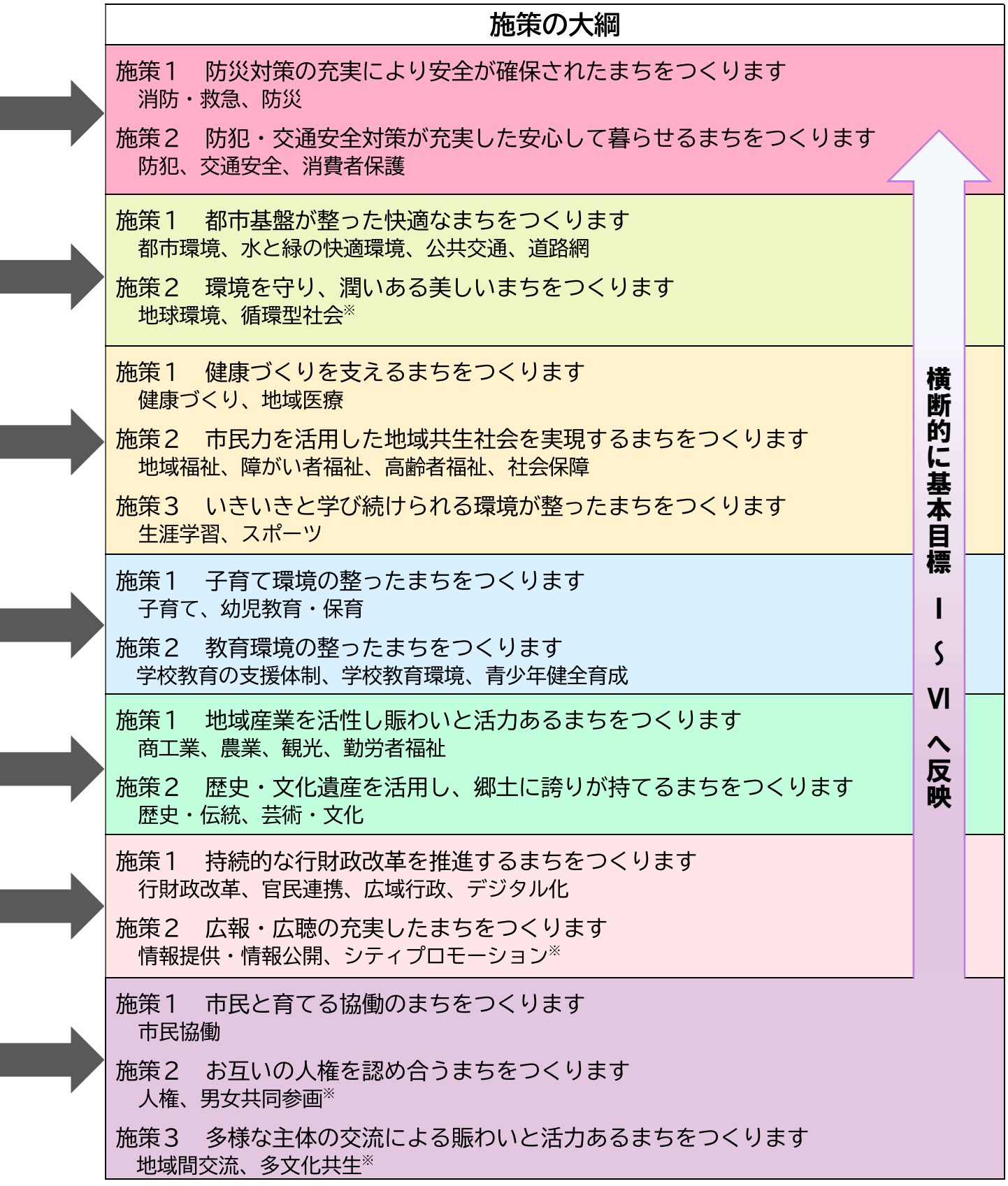


凡　例	
	住宅地
	駅前商業地
	住商共存地
	沿道複合利用地
	工業地
	住居系土地利用誘導候補地
	既存工業地・産業誘導候補地
	産業誘導ゾーン
	沿道サービスゾーン
	自然環境・レクリエーション地
	農地・集落地
	農地・集落地（駅周辺、主要な幹線道路沿道等）
	街なか居住拠点
	防災・交流拠点

第２章　あま市の基本目標と施策の大綱

１　施策の体系




施策の大綱
施策１　防災対策の充実により安全が確保されたまちをつくります
消防・救急、防災
施策２　防犯・交通安全対策が充実した安心して暮らせるまちをつくります
防犯、交通安全、消費者保護
施策１　都市基盤が整った快適なまちをつくります
都市環境、水と緑の快適環境、公共交通、道路網
施策２　環境を守り、潤いある美しいまちをつくります
地球環境、循環型社会※
施策１　健康づくりを支えるまちをつくります
健康づくり、地域医療
施策２　市民力を活用した地域共生社会を実現するまちをつくります
地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、社会保障
施策３　いきいきと学び続けられる環境が整ったまちをつくります
生涯学習、スポーツ
施策１　子育て環境の整ったまちをつくります
子育て、幼児教育・保育
施策２　教育環境の整ったまちをつくります
学校教育の支援体制、学校教育環境、青少年健全育成
施策１　地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくります
商工業、農業、観光、勤労者福祉
施策２　歴史・文化遺産を活用し、郷土に誇りが持てるまちをつくります
歴史・伝統、芸術・文化
施策１　持続的な行財政改革を推進するまちをつくります
行財政改革、官民連携、広域行政、デジタル化
施策２　広報・広聴の充実したまちをつくります
情報提供・情報公開、シティプロモーション※
施策１　市民と育てる協働のまちをつくります
市民協働
施策２　お互いの人権を認め合うまちをつくります
人権、男女共同参画※
施策３　多様な主体の交流による賑わいと活力あるまちをつくります
地域間交流、多文化共生※
横断的に基本目標Ⅰ～Ⅵへ反映

2 基本目標と施策の大綱

将来像及び基本理念を実現するため、７つの分野別に、まちづくりの目標である「基本目標」を定めます。また、各基本目標を達成するための「施策」について、「施策の大綱」として定めます。

なお、基本目標Ⅶについては、基本目標Ⅰ からⅥまでに定める施策を進めるうえにおいても、その考え方を横断的に反映させ、推進します。

基本目標Ⅰ　安全で安心に暮らせるまち

施策１　防災対策の充実により安全が確保されたまちをつくります

消防・救急体制、防災対策の強化により、災害に強い安全なまちづくりを推進します。また、安全・安心の実現に向けて、市民、市民活動団体、事業者、学校と連携・協働して取り組むことができるまちづくりに努めます。

施策２　防犯・交通安全対策が充実した安心して暮らせるまちをつくります

防犯や交通安全、消費生活への市民の意識を高めるとともに、市民参加による防犯・交通安全活動などを通じて、安全で、安心して暮らせる環境の実現を目指します。

基本目標Ⅱ　都市基盤と環境が整った快適なまち

施策１　都市基盤が整った快適なまちをつくります

地域の特性を生かしつつ、自然環境にも配慮した計画的な土地利用を進めます。あわせて、誰もが安全で快適に移動できるよう、公共交通の充実を図るとともに、都市計画道路※や生活道路の計画的な整備と適切な維持管理により、将来にわたって安全で快適な道路網の整備を図ります。また、上下水道事業の充実などによる生活環境の向上を図ります。

施策２　環境を守り、潤いある美しいまちをつくります

自然環境や生態系※の保全、地球温暖化対策の推進のため、環境学習や啓発活動の充実により、市民の主体的かつ日常的な取り組みを促進します。また、分別排出やリサイクル※の充実などによる循環型社会の形成への取り組み、公害※防止対策や新エネルギー※の普及促進に努めます。

基本目標Ⅲ　心身ともに健康に暮らせるまち

施策１　健康づくりを支えるまちをつくります

すべての市民が自らの健康についての自覚を深め、継続的で主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。また、各種保健サービスの充実や情報提供などによる健康づくりへの支援、市民病院をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

施策２　市民力を活用した地域共生社会を実現するまちをつくります

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、あらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと連携して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進めます。また、社会保障制度の適切な運用による支援を行います。

施策３　いきいきと学び続けられる環境が整ったまちをつくります

市民が、生涯にわたり学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう、活動拠点の整備・充実、多様な学習機会の確保などを図り、心身ともに健康で活力あふれる市民生活を支援します。

基本目標Ⅳ　次代を担う人を大切に育てるまち

施策１　子育て環境の整ったまちをつくります

子育て家庭のニーズに応じた福祉サービスなどの充実を図ることにより、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり、ひとり親家庭への支援を行います。また、こどもの遊び場づくりなど、こどもの健全な成長のための支援及び環境づくりに努めます。

施策２　教育環境の整ったまちをつくります

こどもたち（あまっ子※）の生きる力を育み、時代や地域特性にも即した特色ある教育を実践するとともに、安全な学習環境の整備を推進し、学校教育の充実を図ります。また、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化により、青少年の健全育成活動の展開を図り、次世代を育む教育などの充実に努めます。

基本目標Ⅴ　自らの力で歩み続ける、活力あるまち

施策１　地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくります

商工業、農業、観光など各産業の振興や積極的な新産業や企業の誘致により、地域産業の活性化を図るとともに、七宝焼などの地域を代表する地場産業の活用と新産業との連携により、地域のブランド力の向上を図ります。また、雇用機会の創出や就業環境の整備など、勤労者福祉の充実に努めます。

施策２　歴史・文化遺産を活用し、郷土に誇りが持てるまちをつくります

地域の歴史と伝統文化に関心を持ち、大切に継承していくことができるよう、市民と一体となって保全・活用に取り組みます。また、市民が芸術や文化に親しみ、より主体的に地域の歴史文化を学べる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅵ　持続可能な行政経営を推進するまち

施策１　持続的な行財政改革を推進するまちをつくります

事務事業の改善と効率化、健全な財政運営など、持続的な行財政改革に努め、効果的で効率的な行財政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政展開に努めます。

施策２　広報・広聴の充実したまちをつくります

市民への情報提供・情報公開の推進や市外への情報発信の充実などにより、広報・広聴の充実したまちづくりを進めます。

また、転入者や滞在・交流人口の増加に向けて、シティプロモーションを推進することにより、あま市のイメージアップに努めます。

基本目標Ⅶ　交流と連携により成長するまち

施策１　市民と育てる協働のまちをつくります

多様な主体が、それぞれの強みを生かして連携し、地域課題の解決をはじめ、地域の個性を生かした魅力的なまちづくり、担い手の育成、参加しやすい協働のまちづくりを進めます。

施策２　お互いの人権を認め合うまちをつくります

すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、人権教育や啓発、相談事業などの充実に努めます。同時に、男女共同参画の考え方による施策の推進に努めます。

施策３　多様な主体の交流による賑わいと活力あるまちをつくります

地域組織間のネットワーク※化、地域文化交流イベントの開催、国際交流・国際教育の推進など、地域の活力を高める多様な交流の促進に努めます。

＊基本目標Ⅶについては、基本目標Ⅰから Ⅵまでに定める施策を進めるうえにおいても、その考え方を横断的に反映させ、推進します。